

建築基準法令の規定による 審査請求の手引

平成29年4月

さいたま市建設局建築部建築総務課

目次

- 用語の解説 . . . P 1

- 建築基準法令の規定による審査請求について
 - 1 審査請求とは . . . P 2
 - 2 審査請求期間 . . . P 2
 - 3 審査請求の方法 . . . P 3
 - 4 審査請求書の記載方法 . . . P 3
 - 5 審査請求の趣旨及び理由の記載 . . . P 4
 - 6 審査請求の流れ . . . P 5
 - 7 審査請求と訴訟の関係 . . . P 5

- 書式例 . . . P 6

用語の解説

処分

建築基準法令の規定による処分とは、建築主事や指定確認検査機関がなした建築確認や特定行政庁がなした建築制限の例外許可及び命令等が該当します。

不作為

不作為とは、行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内になんらかの処分その他公権力の行使に当たる行為をすべきにかかわらず、これをしないことをいいます。例えば、建築基準法に基づく申請に対し、建築主事、指定確認検査機関または特定行政庁が、相当な期間内になんらかの処分をしない場合等が該当します。

裁決

裁決には、主に以下の種類があります。

認容裁決 処分に違法又は不当が認められ、処分が取り消される裁決です。また、不作為についての審査請求では、不作為庁に対し、速やかに申請に対する何らかの行為をすべき旨を裁決します。

棄却裁決 処分に違法又は不当が認められず、審査請求を退ける裁決です。

却下裁決 審査請求が法定の期間を経過した場合や、処分を取り消す利益がないときなど不適法であるとき、審査請求を退ける裁決です。

総代

多数の審査請求人が共同して審査請求を行う場合などには、3人を超えない総代を互選することができます。

総代は、他の共同審査請求人のために、審査請求に関する一切の行為（審査請求の取下げを除く。）をすることができ、総代が選任されたときは、他の共同審査請求人は、総代を通じてのみ審査請求に関する一切の行為（審査請求の取下げを除く。）をすることができます。

代理人

審査請求人は、弁護士その他適当と認める者を代理人に選任することができます。

代理人は、審査請求人のために、審査請求に関する一切の行為（ただし、審査請求の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができる。）をすることができます。

弁明書

弁明書とは、審査請求人の主張に対して、処分庁等が当該処分の原因・内容等を明らかにし、事実上及び法律上の主張を述べ、当該処分の正当性を弁明するものです。

補佐人

補佐人とは、自然科学・人文科学的な専門知識をもって、審査請求人又は参加人を援助することのできる第三者であり、建築審査会の許可を得て、審査請求人又は参加人は、補佐人とともに口頭審査に出頭することができます。

建築基準法令の規定による審査請求について

1 審査請求とは

建築基準法又はこれに基づく命令（以下「建築基準法令」という。）の規定による、特定行政庁、建築主事、建築監視員又は指定確認検査機関の処分又はこれらの規定に基づく申請に対する不作為に不服がある場合には、さいたま市建築審査会に対して審査請求をすることができます。

なお、不作為についての審査請求は、さいたま市建築審査会に代えて、当該不作為に係る行政庁（以下「不作為庁」という。）が、特定行政庁、建築主事又は建築監視員である場合はさいたま市長に、指定確認検査機関の場合は当該指定確認検査機関に対してすることもできます。

また、建築基準法令の規定による、指定構造計算適合性判定機関の処分又はその不作為についての審査請求は、当該指定構造計算適合性判定機関にその構造計算適合性判定を行わせた都道府県知事が統括する都道府県の建築審査会に対してすることができ、不作為については、当該指定構造計算適合性判定機関に対してすることもできます。

（建築基準法第 94 条第 1 項）

処分庁等（処分庁（処分をした行政庁）又は不作為庁をいう。以下同じ。）別の審査請求先を表にまとめると次のとおりとなります。

処分庁等	審査請求先	
	処分	不作為
特定行政庁（市長）	さいたま市建築審査会	さいたま市建築審査会又は市長
建築主事	さいたま市建築審査会	さいたま市建築審査会又は市長
建築監視員	さいたま市建築審査会	さいたま市建築審査会又は市長
指定確認検査機関	さいたま市建築審査会	さいたま市建築審査会又は 当該指定確認検査機関
指定構造計算適合判定機関	埼玉県建築審査会	埼玉県建築審査会又は 当該指定構造計算適合判定機関

さいたま市建築審査会（以下「建築審査会」という。）へ審査請求をされますと、建築審査会で審理を行い、審査請求に対する裁決を行います。

2 審査請求期間

処分についての審査請求は、原則として、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であれば、することができます（行政不服審査法（以下「行審法」という。）第 18 条第 1 項）。ただし、その処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります（行審法第 18 条第 2 項）。

不作為についての審査請求は、当該不作為が継続している間はすることができます。

3 審査請求の方法

- (1) 審査請求書の提出先は建築審査会事務局（さいたま市建設局建築部建築総務課）です。
なお、処分庁等を経由して提出することもできます（行審法第 21 条第 1 項）。
- (2) 審査請求書の提出部数は正本（建築審査会用）と副本（処分庁等用）の 2 部提出する必要があります（行政不服審査法施行令（以下「行審法施行令」という。）第 4 条第 1 項）。
- (3) 多数の方が共同で審査請求を行う場合は、総代を 3 人まで互選（選任）することができます（行審法第 11 条第 1 項）。なお、総代を互選しないとき及び総代が複数いるときは、書類等の送達先（連絡先）を明記してください。
- (4) 審査請求人が次に掲げる事項に該当する場合、審査請求書の正本に各事項で添付しなければならない書面があります。（行審法施行令第 4 条第 3 項）
 - ① 法人その他の社団又は財団の場合は、代表者又は管理人の資格証明書（登記事項証明書等）を提出してください。
 - ② 総代を互選した場合にあっては総代の資格を証する書面を提出してください。
 - ③ 代理人によって審査請求をする場合は、委任状を提出してください。
- (5) 審査請求書の提出に係る費用については無料です。

4 審査請求書の記載方法

- (1) 処分についての審査請求書には、次に掲げる事項を記載しなければなりません（行審法第 19 条第 2 項）。添付の「書式例第 1 号 審査請求書（処分）」を参考にして、A 4 版で作成して下さい。
 - ① 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所
（審査請求人を特定するため）
 - ② 審査請求に係る処分の内容
（不服がある処分が何であるか特定するため）
 - ③ 審査請求に係る処分があったことを知った年月日
（当該審査請求が、**2 審査請求期間**に該当するか否かを確認するため）
 - ④ 審査請求の趣旨及び理由
（趣旨：どのような救済を求めするために審査請求をしたのかを特定するため
理由：処分等が違法ないし不当であると主張するための根拠）
 - ⑤ 処分庁の教示の有無及びその内容
（処分庁が教示を怠った場合又は誤った教示をした場合の救済規定の適用の有無を判断するため）
 - ⑥ 審査請求の年月日 ③と同様の理由

また、審査請求書には審査請求人の押印が必要です。（審査請求書には、審査請求人（審査請求人が法人その他の社団又は財団である場合にあっては代表者又は管理人、審査請求人が総代を互選した場合にあっては総代、審査請求人が代理人によって審査請求をする場合にあっては代理人）が押印しなければならない。）（行審法施行令第4条第2項）

(2) 不作為についての審査請求書には、次に掲げる事項を記載しなければなりません（行審法第19条第3項）。添付の「書式例第2号 審査請求書（不作為）」を参考にして、A4版で作成して下さい。

- ① 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所
（審査請求人を特定するため）
- ② 当該不作為に係る処分についての申請の内容及び年月日
（審査請求人がいつ、どこ（不作為庁）に何の申請をしたのか特定するため）
- ③ 審査請求の年月日

(3) 審査請求人が法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、審査請求書には、代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載しなければならない。（行審法第19条第4項）

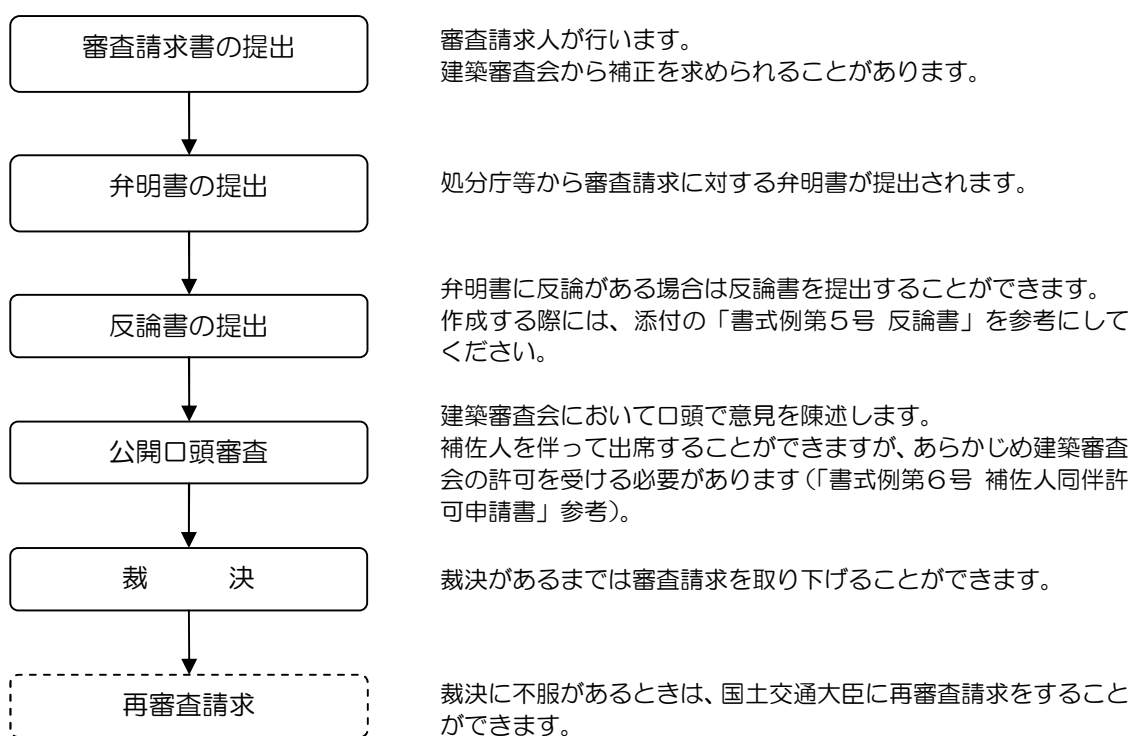
(4) 資格を証明する書面の例

- ① 代表者若しくは管理人→登記事項証明書等の資格証明書
- ② 総代→総代互選書（添付の「書式例第3号 総代互選書」を参考に作成してください。）
- ③ 代理人→委任状（添付の「書式例第4号 委任状」を参考に作成してください。）

5 審査請求の趣旨及び理由の記載

審査請求には、趣旨及び理由が必要となります。どこが「違反」又は「違法」なのかを主張し、必要によっては、その主張の根拠となる証拠又は参考資料の提出をしてください。

6 審査請求の流れ



※ 一般的な流れであり、内容により変わることもあります。

7 審査請求と訴訟の関係

建築基準法令の規定による処分についての取消しの訴えは、審査請求の裁決を経た後でなくても提起することができます。（行政事件訴訟法第8条第1項）。

※建築基準法令の規定による審査請求については、下記の間合せ先までご連絡ください。

〔間合せ先〕

さいたま市建築審査会事務局

建設局 建築部 建築総務課

電話 048-829-1538

FAX 048-829-1982

E-mail: kenchiku-somu@city.saitama.lg.jp

書式例第 1 号 審査請求書（処分）

審査請求書

平成〇年〇月〇日

さいたま市建築審査会

審査請求人 〇〇市〇〇区〇丁目〇番〇号

〇 〇 〇 〇

印

法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって行う場合は、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載し押印して下さい。

1 審査請求に係る処分

〇〇〇〇（処分庁）が平成〇年〇月〇日付け第〇〇号をもって、建築主〇〇〇〇〇に対してなした〇〇〇〇処分

2 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

平成〇年〇月〇日

3 審査請求の趣旨

「1 記載の処分を取り消す」との裁決を求める。

4 審査請求の理由

審査請求の理由を事項別に整理し、適宜証拠書類（甲〇号証）を引用して、具体的に述べてください。

5 処分庁の教示の有無及びその内容

・ 教示のある場合

〔処分のあった通知書等に記載がありますので、その内容をご記入ください。〕

・ 教示のない場合

ない。

6 その他として、次の書類を提出します。（ある場合）

(1) 証拠書類

甲第 1 号証

(2) 参考資料

資料 1

注

1 この書式は、例示である。

2 正副 2 通提出すること。

書式例第2号 審査請求書（不作為）

審査請求書

平成〇年〇月〇日

さいたま市建築審査会

審査請求人 〇〇市〇〇区〇丁目〇番〇号
〇 〇 〇 〇 ⑩

〔 法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって行う場合は、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載し押印して下さい。 〕

1 不作為に係る申請の内容及び年月日

審査請求人は、平成〇年〇月〇日〇〇〇〇（不作為庁）に対して、〇〇〇〇による申請をなした。

2 審査請求の趣旨

「〇〇〇〇（不作為庁）は、1記載の〇〇をすみやかに〇〇しなければならない旨」の裁決を求める。

3 審査請求の理由

〔 審査請求の理由を事項別に整理し、適宜証拠書類（甲〇号証）を引用して、具体的に述べてください。 〕

4 その他として、次の書類を提出します。（ある場合）

(1) 証拠書類

甲第1号証

(2) 参考資料

資料1

注

- 1 この書式は、例示である。
- 2 正副2通提出すること。

書式例第3号 総代互選書

総代互選書

〇〇市〇〇区〇丁目〇番〇号
〇 〇 〇 〇

私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

〇〇〇〇（処分庁）が平成〇年〇月〇日付け第〇〇号をもって、建築主〇〇〇〇
〇に対してなした〇〇処分につき、さいたま市建築審査会に対してする審査請求
に関する一切の権限

平成〇年〇月〇日

審査請求人	〇〇市〇〇区〇丁目〇番〇号 〇 〇 〇 〇 〇 (印) (総代本人も含む)
同	〇〇市〇〇区〇丁目〇番〇号 〇 〇 〇 〇 (印)
同	〇〇市〇〇区〇丁目〇番〇号 〇 〇 〇 〇 (印)

(以下、全員連記のこと。)

以上 〇〇名

注

- 1 この書式は、例示である。
- 2 審査請求書に添付すること。
- 3 行政不服審査法第11条の規定により、総代は3名まで互選することができる。

書式例第4号 委任状

委 任 状

私は、〇市〇町〇番地 〇〇〇〇を代理人と定めて、下記の権限を委任いたします。

記

さいたま市建築審査会に対し、「〇〇〇〇（処分庁）が平成〇年〇月〇日付け第〇〇号をもって、建築主〇〇〇〇に対してなした〇〇〇〇処分」について審査請求をすることに関する一切の権限

平成〇年〇月〇日

審査請求人 〇〇市〇〇区〇丁目〇番〇号
〇 〇 〇 〇 ⑩

注

- 1 この書式は、例示である。
- 2 1通提出すること。

書式例第5号 反論書

反 論 書

平成○年○月○日

さいたま市建築審査会

審査請求人 ○○市○○区○丁目○番○号
○ ○ ○ ○ 印

平成○年○月○日付けで処分庁○○○○より提出された弁明書に対して、次のとおり反論する。

- 1 本案前の弁明に対して
 - (1) (弁明書に対する反論について述べる)
- 2 本案の弁明に対して
 - (1) (弁明書に対する反論について述べる)
- 3 添付書類
甲第○号証

注

- 1 この書式は、例示である。
- 2 正副2通提出すること。

書式例第6号 補佐人同伴許可申請書

補佐人同伴許可申請書

平成〇年〇月〇日

さいたま市建築審査会

審査請求人 〇〇市〇〇区〇丁目〇番〇号
〇 〇 〇 〇 印

下記のとおり補佐人同伴の許可を受けたいので、行政不服審査法第31条第3項の規定により申請いたします。

記

- 1 審査請求の件名
〇〇〇〇（処分庁）が平成〇年〇月〇日付け第〇〇号をもって、〇〇に対してなした〇〇処分についての審査請求
- 2 審査請求年月日
〇年〇月〇日
- 3 補佐人同伴を必要とする理由
（理由を記載する。）
- 4 補佐人の住所、氏名及び職業
住 所
氏 名
職 業

注

- 1 この書式は、例示である。
- 2 1通提出すること。